

【国内航空券】旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び、同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となる。当社手配旅行業約款(以下「当社約款」という)で定義する用語については、特段の定めのない限り本旅行条件書において用いることとする。

第 1 条(手配旅行契約)

1 本旅行条件書の対象となる旅行は、株式会社バンク(以下「当社」という)がお客様のために媒介する、航空会社による国内航空運送とする。

2 本旅行条件書において「旅行契約」とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために媒介することにより、お客様が航空会社の提供する運送サービス(その付随サービス含む)の提供を受けられるように、手配することを引き受ける契約をいう。

3 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書および当社約款によるものとする。

第 2 条(旅行の申し込みと旅行契約の成立時期)

1 当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社が運営する旅行予約サービス「TRAVEL Now」(以下「当サイト」という)において、予約内容を提示するページに記載された旅行契約の内容および旅行条件等に同意のうえ、予約の申し込みを行うものとする。

2 旅行契約の成立時期は、予約申し込みを当社が承諾する通知を発した時点とする。当社は、この通知を利用者へ当サイトのお知らせ欄を通じて、または、SMS もしくは電話を通して発するものとする。

第 3 条(申し込み条件)

1 当社は、以下の事項を予約内容提示ページに表示するものとし、その記載は、本旅行条件書の一部を構成するものとみなす。

- (1) 航空会社および運送サービスの内容
- (2) 旅行日程
- (3) 旅行代金その他手数料を合わせた費用
- (4) 航空会社が提示する取消料、変更料、その他旅行契約の変更または取消の条件
- (5) 旅行地における安全確保または衛生に関する特別の注意事項があるときは、当該事項
- (6) その他の旅行条件

2 お客様は、第 1 項により表示された事項、本旅行条件書、当社旅行業約款、別途定める「TRAVEL Now 利用規約」を確認し、これらに同意のうえ、旅行の申し込みを行うものとする。

3 当社は、旅行契約成立時、第 1 項各号の事項をお客様が予約内容を確認するページ(以下「予約確認ページ」という)に表示する。

4 健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等、その他の特別の配慮を必要とする方は、その旨を申し出るものとし、当社は可能な範囲内でこれに応じる。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とする。

5 お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合、当社に対して暴力的または不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、もしくは風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損または業務を妨害する行為等を行った場合は、申し込みを承諾しない場合がある。

6 その他当社の業務上の都合があるときは、申し込みを承諾しない場合がある。

第 4 条(取引条件説明書面・契約書面の交付)

当社は、本旅行条件書に記載した事項(予約内容提示ページおよび予約確認ページに記載された第 3 条第 1 項各号の事項を含む。次項において同じ)を、それを記載した書面の交付に代えて、当サイトに掲示し、お客様はこれを申し込み時に必ず閲覧するものとする。お客様は、当社がこの方法により契約内容を通知することに同意するものとする。

第 5 条(旅行代金の支払い)

1 旅行代金とは、当社が手配する運送サービスにかかる航空運賃、国内線旅客施設使用料その他の航空会社等に対して支払う費用および当社所定の旅行業務取扱料金(変更手数料および取消手数料を除く)をいう。

2 本旅行条件書による旅行において、旅行代金は、利用規約に別途定める当社と提携する後払いサービスで定められた方法により支払うものとする。

第 6 条(取扱料金)

旅行契約に対しては、旅行業務取扱料金として、旅行代金の 20%を申し受ける。

第 7 条(旅行契約の内容の変更・解除)

1 お客様は、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができる。

2 当サイトを經由して成立した旅行契約の変更については、以下のとおりとする。

(1) 当社は、原則として、変更の依頼は受け付けないものとする。

(2) お客様は、変更を求める場合、次項のキャンセルにて対応するものとする。

3 当サイトを經由して成立した旅行契約の解除については、以下のとおりとする。

(1) お客様は、旅行契約の解除により発生する違約料等を、予約内容提示ページに記載されたキャンセルポリシー(以下「提示キャンセルポリシー」という)に従い支払うものとする。なお、提示キャンセルポリシーは、原則として航空会社の運送約款に基づくものであるが、航空会社

との特約により当該約款と異なる場合があり、この場合には、提示キャンセルポリシーを優先する。

- (2) 旅行契約の解除をする場合、お客様は、当社が定める旅行業務取扱取消手続料金として、旅行代金その他手数料を合わせた費用にキャンセルポリシーと同等の割合をかけた金額を支払うものとする。

第 8 条(当社の責に帰すべき事由による旅行契約の解除)

お客様は、当社の責に帰すべき事由により運送サービスの手配が不可能となった場合、旅行契約を解除することができる。

第 9 条(当社の責任)

1 当社の責任の範囲は、特段の定めがある場合を除き、第 1 条第 2 項に記載した手配行為に限る。

2 当社は、旅行契約成立後、旅行契約の履行にあたり、当社または当社の手配代行者の故意または過失によりお客様が損害を被った場合、その損害を賠償するものとする。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限る。

3 当社は、お客様が天災地変、戦乱、暴動、航空会社の運送サービスの提供中止による予約取消、官公署の命令その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被った場合、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

第 10 条(お客様の責任)

1 当社は、お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行動により当社が損害を受けた場合、お客様に対して被った全ての損害の賠償を請求することができるものとする。

2 お客様は、旅行契約を締結するに際し、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければならない。

3 お客様は、旅行開始後において、第 4 条に基づき当サイトに掲示された事項（以下総称して、この条項で「契約書面」という）の運送サービスを円滑に受領するため、万が一、契約書面と異なる運送サービスが提供されたと認識したときは、速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または当該航空会社に申し出なければならないものとする。

取扱営業所(本社営業所)

観光庁長官登録旅行業 第 3- 7533 号

東京都渋谷区円山町 28 番 1 号 渋谷道玄坂スカイビル 3F

株式会社バンク

以上 2018 年 6 月 28 日現在

旅行業務取扱管理者： 傍島由美子